

広報

TAKAYAMA

たかやま

第902号

平成13年(2001年)

9/15

9月1日	総人口	67,260	(+53)
現在の人口 (前月対比)	男	32,171	(+32)
	女	35,089	(+21)
	世帯数	24,515	(+5)

今、『市町村合併』を考える。

地方分権時代に対応できる自治体を目指して.....

平成11年7月に「市町村合併特例法」が改正されてから、全国で市町村合併への動きが急速に高まっており、飛騨地域においても、より身近な問題となりました。新しい世紀を迎え、さまざまな課題に対応するため「市町村合併」について考えてみましょう。

市町村合併って何ですか？

合併とは、近隣の市町村同士が一緒になって、より大きな自治体になることをいいます。

高山市は、昭和11年に高山町と大名田町が合併して誕生しました。その後、昭和18年に上枝村、昭和30年に大八賀村を編入し、現在に至っています。

県内では、明治22年に94あった市町村が、大正11年には345に、昭和28年には286に減って、現在は99になっています。

今、なぜ合併なのですか？

皆さんは「地方分権」ということばをご存じでしょうか。これは、主に国が行っていた仕事の権限を県や市などの地方自治体に移すことを意味します。これからは、生活に直接結びつくいろいろなことについて、身近な自治体が自ら

決定し、責任を持つ時代になります。その結果、市町村が担当する仕事が増えます。増えたいくつと考えられます。

最近では、介護保険やごみ処理など、これまでの自治体の区割りでは、対応が難しい問題が出てきています。

しかし、現在のままでは、人口が少なく財政規模が小さい自治体は、その対応が難しくなる恐れがあります。

また、道路の整備や交通・通信網の発達によって、私たちの生活範囲は市町村を超えて広がっています。

そこで「合併特例法」という法律に基づいて合併を進めようとする動きが出てきたのです。

合併特例法って何ですか？

正式には「市町村の合併の特例に関する法律」という名称で、昭和40年に制定されました。

県が示している合併パターン(案)

市 郡 名	現在の市町村数	人口(人)	面積(km ²)	同規模の面積の府県
1 高山市+大野郡	9	約87,000	1,972	大 阪 府 香 川 県
2 高山市+大野郡+吉城郡	15	約130,000	3,328	奈 良 県 鳥 取 県
3 高山市+大野郡+吉城郡+益田郡	20	約170,000	4,179	石 川 県 福 井 県



この法律に基づいて、国は、市町村の自主的な合併を進めるために、財政面などいろいろな援助をしようとしています。その期限が3年半後の平成17年3月に迫っているのです。

それまでに合併をして一定規模以上の自治体にならない場合は、地方交付税(＝国税から市町村の財政状況に応じて交付されるお金)などの財政的な援助を減らされることも考えられます。

このことは、特に規模が小さい市町村にとっては極めて重要な問題であり、そのため、最近にわかに合併について議論されるようになりました。

合併すると、どんな利点があるのですか？

合併するためには、いろいろな課題を解決しなければなりません。しかし、合併によって、次のような利点があると

考えられます。

組織の統合・合理化により、経費の節減、行財政運営の効率化が図れます。

公共施設の効率的な配置や利用が可能になります。

住宅、交通、土地利用などの施策が総合的・計画的に実施できます。

高齢社会を迎え、社会福祉などのサービスの広範囲化が図れます。

合併すると、不便なことはありませんか？

施設利用や情報提供などの面で、地域格差が生じる恐れがあります。飛騨地域の場合は、面積がたいへん広いため、そのことが懸念されます。

旧市町村間の住民の負担とサービス供給レベルの格差をどう統一するかが、課題となります。

もし、合併したらどうなるのですか？

合併の方法はもちろん、合併を行うかどうかについても、まだ、何も決まっていません。

現在、飛騨地域の市町村の首長や議長、経済団体などによるそれぞれの研究会が組織され、研究が行われています。

現在、県が示している案では、3つの合併パターン(型)が考えられています(表・図を参照)。

市町村合併は、単に自治体がひとつになるということだけでなく、これからのまちづくりについて考えるという重要な課題を含んでいます。

これを契機に飛騨地域全体の問題として、皆さんからご意見をいただき、21世紀のあるべき自治体の姿を一緒に考えていきたいと思います。

問合先 企画課

(☎) 35 3131

第4回市議会

景気対策事業に伴う補正予算、弥生橋・千鳥橋橋りょう整備工事請負契約など11議案を審議

平成13年第4回高山市議会定例会が、3日から18日まで開かれています。長引く不況に対する景気対策の事業費に約7億3300万円の補正予算を組むなど、市民の皆さんの生活を第一に考えた施策を進めるための議案について審議が行われています。

3日の本会議では会期を決定し、議長・市長から諸般の報告を行った後、児童の安全のため小中学校にインターホンを設置する一般会計補正予算の承認、各種審議会等の見直しに伴う条例改廃の議案、弥生橋・千鳥橋橋りょう整備工事請負契約締結のための議案が、それぞれ原案どおり可決されました。

その後、市長から上程された認定案件2件、条例案件7件、予算案件2件の全部で11議案の提案説明が行われました。上程された議案の主なものは、平成12年度の観光施設事業会計および水道事業会計の決算、高山市都市計画審議会設置条例、景気対策事業費などを盛り込んだ一般会計、下水道事業特別会計の補正予算などです。

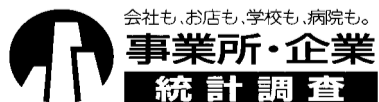
これまでに、一般質問および各常任委員会が開催され、17日に予算特別委員会を、18日の本会議には、提案された議案などの採決の後、人事案件6件が上程され即日採決される予定です。

問合先 議会事務局(☎) 35 3152



10月1日は、事業所・企業統計調査。

10月1日、全国一斉に事業所・企業統計調査が行われます。我が国すべての事業所が対象です。ご協力をお願いします。



会社も、お店も、学校も、病院も。
事業所・企業統計調査

平成13年10月1日(月)
9月下旬から調査員がお伺いします。

総務省統計局